



みなとみらい 21 地区 広告フラッグ・横断幕掲出のご案内

さらに使いやすくなった広告フラッグのご利用を
ぜひご検討ください

<ポイント>

● 広告デザインに関する審査基準を緩和

色や明るさ、広告表示面積率などに関する審査基準※を緩和しました。

※ ・色に関する規制(赤や黄の原色を制限)

・広告表示面積に関する規制(広告物全体面積の 25%以下)

・広告に「横浜」または「みなとみらい 21 地区」の歓迎メッセージを盛り込む 等



1 みなとみらい21地区 広告フラッグ・横断幕とは

みなとみらい21地区の「動く歩道」や「自動車」などの街路灯には、約270か所にフラッグ掲出設備が取り付けられています。その他動く歩道には横断幕の掲出が可能です。

従来は、公的なイベントやコンベンションに関するフラッグのみを掲出していましたが、平成17年度より企業広告フラッグの掲出が可能となりました。

景観条例により屋外広告を規制しているみなとみらい21地区において、広告掲出が可能な貴重な媒体となっております。

コンベンション・展示会・イベント／一般企業商品／宿泊施設・商業施設／美術館／住宅・マンションなど、さまざまな内容のPRや告知媒体として幅広くご利用いただけますので、この機会にぜひ広告フラッグ・横断幕の掲出をご検討ください。(掲出場所や料金に関する詳細は別表「MAP」「料金表」をご参照ください)

なお、新港地区(万国橋・自動車)におけるフラッグ掲出は、新港地区内を含む催事等の利用に限定しており、掲出基準や手続きに要する時間が異なります。

詳細につきましては、別途お問い合わせください。

2 掲出のお申し込み

ご利用開始の2か月前までに、パシフィコ横浜営業推進部 広告フラッグ担当(TEL045-221-2159)にお問い合わせ下さい。ご希望の時期、エリア等をお伺いし、空き状況をご案内します。

パシフィコ横浜は、横浜市との協定に基づき、広告フラッグ・横断幕掲出に関するワンストップ窓口として、申込・スケジュール調整・関係機関申請手続等の業務を行っております。

(1)お申し込みの受付

お申込は、受付開始日から掲出開始日の6週間前までお受けいたします。

6週間前以降の受付は原則としてお受けできませんのでご注意ください。

ただし、横浜市が特に認めたものについては、この限りではありません。

掲出内容	受付開始日
みなとみらい21地区で開催される国際的なコンベンション・展示会に関するもの	掲出開始日の3年前から
みなとみらい21地区で開催される広域的な国内大会・コンベンション・イベントに関するもの	掲出開始日の1年前から
みなとみらい21地区のにぎわい創出に関するもの (企業広告・興行・バーゲン告知等)	掲出開始日の6か月前から

※新港地区(万国橋・自動車)では掲出が制限されるものがありますので、別途お問い合わせください。

(2)掲出にあたっての留意点

①掲出期間

ご利用期間は、1週間以上(以降は1日単位)となります。なお、コンベンション・展示・イベント等で誘導案内の機能を果たすフラッグ・横断幕については、1日単位からのご利用が可能です。

② 広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準を遵守していただく必要があります。

また、一般社団法人横浜みなとみらい21が、以下の掲出基準に基づき、広告デザインを確認します。

※新港地区(万国橋・汽船道)では掲出が制限されるものがありますので、別途お問い合わせください。

(広告掲出の基本的考え方)	
・ 広告デザインは、「調和のとれた美しい都市景観の創造」と「快適で賑わいのある歩行者空間の演出」という、みなとみらい21地区の理念を理解し、公共の場にふさわしい内容でアート性の高いデザインとする。	
(掲出基準)	
・ 界限に活気をもたらすような、あるいは快適な環境をもたらすような表現とするなど、賑わいや好ましい環境の演出にも効果があり、品位の感じられるデザインであること	

③ その他留意点

製作関連	【上部】 支柱横軸にかかる袋縫い部分のところには、文字がかからないよう、余裕をとったレイアウトにしてください必要があります
	【ハトメ位置】 文字がかからないようレイアウトをお願いします
その他	【コンベンション・展示・イベント等で誘導案内としてフラッグを掲出する場合】 イベント告知情報として、「イベント名」「会場」「会期」を必ず記載してください。 文字は、はっきり読みとれるサイズにすることが必要です。
	【綺麗に出力するために】 フラッグは、インクジェットで遮光ターポリンに印刷いたします。 文字サイズや線が細い場合は、綺麗に出力できませんので、あらかじめ、文字サイズを上げる、線を太くするなどのデータ調整をお願いします。 また全体的に色沈みがありますので、あらかじめご了承下さい。

④ 掲出物の製作・取付・撤去

施設・設備の保安全管理上、掲出物の製作・取付・撤去作業につきましてはパシフィコ横浜が一括して承ります。

⑤ 掲出内容の制限・予約の取り消し

次の各項に該当する場合、掲出の制限・予約の取り消しをさせていただく場合がございます。

- A. 公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがあると認められたとき
- B. 集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められたとき
- C. 他の掲出主や広告物に不都合または支障があると認められたとき
- D. 施設・設備を損傷する恐れがあると認められたとき
- E. その他施設の管理・運営上、支障があると認められたとき
- F. 横浜市が行政目的の為に当該施設を利用することが決定したとき

(3) 掲出の流れ

① 掲出のお問合せ(空き状況の確認)・スペースの仮予約

ご利用開始2か月前までに、ご希望される掲出期間・場所・枚数・広告内容(広告主/ラフデザイン)等をお知らせ下さい。スケジュール・内容等を確認し、パシフィコ横浜より予約の可否をお知らせするとともに、見積書を提出いたします。

ご提示内容をご了解いただける場合は、仮予約をいたします。(原則約1週間)

※仮予約期間中であっても、本決定となる別案件があれば、そちらを優先させていただく場合がございます。

※掲出開始日・終了日は基本的に任意に設定ができますが、年末年始などの時期により調整が必要な場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

② 掲出申込・ご請求書の発行

仮予約後、掲出開始日の6週間前までに所定の「広告掲出申込書」に必要事項をご記入のうえ、パシフィコ横浜までご提出ください。請求書を発行いたします。

③ 広告デザインの提出

掲出したい広告デザインをPDFデータにして、掲出開始日の5週間前までにパシフィコ横浜にご提出下さい。

その際、赤色・黄色の CMYK 形式による表示および全体に対する面積割合や、広告表示部分の全体に対する面積割合がわかる資料の添付をお願いいたします。

その後、一般社団法人横浜みなとみらい21が2(2)②の掲出基準に基づき、広告デザインを確認します。

内容によっては、デザインの修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、中央地区においては、掲出開始日1週間前までにパシフィコ横浜において景観協議手続を開始する必要があります。

また、新港地区(万国橋・自動車)においては、掲出開始日2週間前までにパシフィコ横浜において景観協議手続を開始する必要があります。詳細につきましては、別途お問い合わせください。

④ 掲出申請

デザイン確定後、パシフィコ横浜から占用・使用申請に関する手続を行います。

⑤ 色校

デザイン確定後、ご希望に応じ色校を作成しますので、データ入稿をお願いいたします。

(フラッグ1枚は無償です。横断幕は有償となります)

※色校に時間をかけたい場合は、スケジュールに余裕を持ったお打ち合せをお願いいたします。

⑥ 製作・取り付け

色校確認後、製作を開始します。製作期間は、約2週間程度です。

⑦ お振込み

当社指定期日(掲出開始1週間前)までに、ご利用料金をお振込み下さい。

時期	流れ	所要日数	必要書類
掲出開始日の 2か月前まで	①空き状況の確認・仮押さ え	仮押期限 1 週間	
6週間前	②お申込(申込書提出) ご請求書発行		申込書
5週間前	③デザイン提出	約 1~2 週間程度	PDF データ、赤色・黄色の CMYK 形式による表示および 全体に対する面積割合や、広 告表示部分の全体に対する 面積割合がわかる資料
3週間前	④掲出申請		
	⑤色校	約 1 週間程度	
2週間前	⑥製作開始 (最終データ入稿)	2 週間	イラストレータデータ(アウトラ イン済)
1週間前	⑦お振込み	1 日~2 日程度	

3 掲出料金について

別紙「みなとみらい21地区広告フラッグ・横断幕掲出料金表」をご参照ください。

(1) 掲出料金の内訳

掲出料金 = ①広告料 + ②道路占用料または港湾施設使用料 + ③屋外広告物許可申請手数料 + ④道路使用許可申請手数料 + ⑤製作費・取付撤去費

① 広告料

フラッグ・横断幕掲出に関する広告料です。路線ごとに異なります。

② 道路占用料または港湾施設使用料

フラッグ・横断幕掲出に関する使用料です。掲出面積や枚数で規定されております。

道路占用料は、1 か月間の料金ですが、港湾施設使用料は1月ごとに費用がかかりますので、月をまたぐ際は、2 倍の料金がかかります。

③ 屋外広告物許可申請手数料

横浜市の屋外広告物許可の申請手数料です。枚数に応じてかかります。

④ 道路使用許可申請手数料 (道路占用料がかかる場合のみ)

各管轄の警察署に届け出る際に必要な手数料です。管轄ごとにかかります。

⑤ 製作費・取付撤去費

製作および取付撤去にかかる費用となります。

⑥その他

以下の場合には別途製作費・作業費などの費用がかかります。詳しくはお問い合わせください。

・1か月以上の長期利用におけるメンテナンス、フラッグ差換え

なお、台風など自然災害における暴風時は、安全対策として一時的に撤去しなければならない場合がございます。

その場合、追加となる製作費・取付撤去費は、全額お客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

(2)お支払い

掲出料金は、全額前納とさせていただきます。

掲出の承諾後、承諾内容に応じた掲出料金をパシフィック横浜よりご請求いたします。

掲出開始 1 週間前までにお振込をお願いいたします。

(3) 予約のキャンセル・取り消し

①ご予約の取り消し

指定期日までに掲出利用申込書の提出がない場合、又は、掲出料金のお支払いがない場合はご予約を取り消させていただきます

②キャンセル

申請者のご都合により、掲出期間・場所・内容等を変更される場合や、予約・申込を取り消す場合は、速やかにパシフィック横浜までご連絡ください。次表に該当する場合は取り消し料を申し受けます。

また、施設管理者への許可申請及び料金納付手続きが終わった後に取り消しをされた場合、道路占用料や港湾施設使用料、屋外広告物許可手数料などは返金いたしませんのでご注意ください。

製作発注後は、製作費についても全額申し受けます。

取消日	取消料	その他
ご利用開始日の 3 か月前以降 1 か月前の前日まで	広告料の 10%	全額負担となるもの 掲出申請手続き後の申請手数料、製作発注後の製作費
ご利用開始日の 1 か月前以降 15 日前まで	広告料の 50%	
ご利用開始日の 14 日前以降	広告料全額	

4 掲出承諾の取り消し等について

次の各項に該当する場合、承諾の取り消しもしくは掲出期間中においても掲出を中止させていただく場合がございます。

- A. 『掲出内容の制限・予約の取り消し A～F』に該当すると認められたとき
- B. 掲出利用申込書に虚偽の記載があったとき又は承諾した広告内容と異なるとき
- C. 所定の期日までに掲出料金が納入されないとき
- D. 災害その他不可抗力によって、設備等の利用ができなくなったとき
- E. 広告物の破損等により、一般の道路利用者に危険を生じさせる恐れがあるとき
- F. 施設等の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき
- G. パシフィック横浜又は施設管理者の承諾無く、掲出権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸したとき

5 賠償及び免責について

申込者は、広告掲出に伴う賠償・免責について次の各項を遵守していただきます。

- A. 施設・設備の利用に伴う人身事故及び広告物の盗難・破損事故等全ての事故について、パシフィコ横浜又は施設管理者に重大な過失が認められない限り、パシフィコ横浜と施設管理者は一切の責任を負いません。
- B. 広告物の内容等、掲出された広告に関する一切の責任は申込者が負うものとし、掲出された広告に関連して損害を被ったという第三者からの請求がパシフィコ横浜又は施設管理者になされた場合は、申込者の責任及び負担において解決をするものとします。
- C. 広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証していただきます。
- D. 掲出承諾の取り消しにより、申込者及びその関係会社に損害が生じる場合があっても、パシフィコ横浜と施設管理者はその一切の責任を負いません。

【お問い合わせ・お申し込み】

パシフィコ横浜 営業推進部 広告フラッグ担当
〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 1-1-1
TEL: 045-221-2159 Mail: ad@pacifico.co.jp

別紙関連資料

料金表	みなとみらい 21 地区広告フラッグ・横断幕掲出料金表
利用案内	みなとみらい 21 地区広告フラッグ・横断幕掲出のご案内(本ファイル)
	横浜市広告掲載要綱 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/ad/syousai/ad-kitei.files/0015_20190327.pdf
	横浜市広告掲載基準 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/ad/syousai/ad-kitei.files/0014_20190327.pdf
図面・ サイズなど	みなとみらい 21 地区広告フラッグ・横断幕 MAP フラッグ製作図
申込書	みなとみらい 21 地区広告フラッグ・横断幕掲出申込書